

いきいき健康術 第95回

「ピロリ菌について」

このコーナーは、町立病院・診療所の医師や専門職員が皆さんにお届けする健康情報コーナーです。今回の担当は、国保京丹波町病院の内科医師岩井直人先生。消化性潰瘍や胃がんの二因であるピロリ菌の除菌に関するお話です。

ピロリ菌はヒトの胃粘膜に感染すると、生涯にわたり慢性の活動性胃炎が引き起こされ、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、ひいては胃がんの発生原因となります。現在、ピロリ菌の除菌治療を行うことで慢性胃炎が改善され、消化性潰瘍や胃がんなどのピロリ菌感染に伴って生じる疾患の予防が期待されています。

また、以前までは消化性潰瘍などの疾患にしか保険が適用されていませんでしたが、平成二十五年二月二十二日に「ピロリ菌感染胃炎」に対する除菌治療が保険適用となりました。それ以降、ピロリ菌除菌治療の適応となる患者数は増加傾向にあります。

ピロリ菌を除菌する上で、以下の二つのことに注意する必要があります。

一つめは、ピロリ菌を除菌する前には、必ず上部消化管内視鏡検査(胃カメラ)を受け、胃がんがないことを確認する必要があります。

また、もう一つの注意点は、除菌後においても胃がんが発生することがあるため、除菌後にも定期的に胃カメラを受ける必要があります。

ピロリ菌の除菌治療ですが、胃ぐすりと抗生剤二剤をあわせた三剤併用療法となります。朝夕食後の一日二回、七日間の内服治療となります。除菌治療を始めると、下痢、軟便、味覚異常、アレルギー反応などの副作用がでることがあります。気になる症状があれば、主治医または薬剤師に相談することが望ましいです。



内科医師
岩井 直人先生(京丹波町病院)

また、ピロリ菌の薬剤耐性の問題から除菌治療が不成功になることがありますので、除菌治療が終われば、一定の期間後に除菌の成否を判定するようにしてください。

繰り返しになりますが、がんを早期に見つけるために、たとえピロリ菌の除菌に成功しても定期的に胃カメラを受けるようにしてください。

お知らせ

京丹波町病院では、平成二十七年四月から、新たに毎週木曜日の午後一時から三時まで小児科の予防接種を行っています。

☎86-0220